

公募型プロポーザルにかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成28年5月20日

世田谷区政策経営部広報広聴課

1. 業務内容

(1) 件名

世田谷区公式ホームページの調査・分析等コンサルティング業務委託

(2) 業務内容

世田谷区公式ホームページは、平成24年8月に全面リニューアルを実施し、区民にとってわかりやすく、利用しやすいよう、ユニバーサルデザインを考慮した情報提供を積極的に進めている。現在は、前回リニューアルから約3年半が経過し、この間のIT関連技術の進展や情報の多様化等により、自治体のホームページに求められる役割や機能も多岐にわたってきている。

そこで、庁内検討委員会のもと、現行ホームページの機能や運用を検証し、区民にとってより使いやすいホームページのあり方を「世田谷区公式ホームページ改善基本計画（平成28年度版）（以下、「改善基本計画」とする。）」としてまとめることとした。

本業務は、区ホームページの現状について、調査・分析し、改善の方向性について具体的な提案・助言を求めるとともに「改善基本計画書（案）」を作成する業務を委託するものである。

(3) 履行期間（予定）

平成28年7月22日から平成29年2月28日まで

2. 提案限度価格

490万円（税込み）

この金額は将来の契約時の予定価格ではないことに留意すること。

3. 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない

者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
世田谷区の競争入札参加資格を有していること、または契約時までには有する見込み
であること。
提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

4. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

5. 提案書を特定するための評価基準

取り組み方針の明確さ
自治体ホームページに関する知識
提案力
プロジェクト管理能力
同種業務の受託実績
経費の妥当性

6. 手続き等

(1) 担当課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目2-1番27号
世田谷区政策経営部広報広聴課（世田谷区役所第1庁舎3階 32番窓口）
電話 03-5432-2008 ファクシミリ 03-5432-3001

(2) 提案要求説明書の交付

期 間 平成28年5月20日（金）から平成28年6月3日（金）まで

場 所 （紙媒体）上記（1）に同じ

（電子データ）区ホームページの以下ページからダウンロード

「世田谷区公式ホームページの調査分析等コンサルティング業務実施事業者の募集について

（<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/159/781/d00146237.html>）」

交付方法 希望者に無償で交付する

紙媒体交付の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとし、
土日祝日を除く。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 平成28年6月3日（金）午後5時まで

提出場所 上記（1）に同じ

提出方法 持参に限る

(4) 提案書の提出期限等

日 時 平成28年7月1日(金)午後5時まで

提出場所 上記(1)に同じ

方 法 持参に限る

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする
- (5) 提案者が提出した書類は公表しない。ただし、法律等に基づく要請等があった場合はこの限りではない。
- (6) 提案者からの提出物は、世田谷区の所有とし、返却しない。また、世田谷区では、本件の目的以外に使用しない。
- (7) 世田谷区が配布する書類・提示した資料は、本事業の応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。
- (8) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号、名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (10) 本業務の受託者は、平成29年度に予定している「世田谷区ホームページ再構築事前準備業務(情報分類の見直し支援、サイト構造設計支援、必要機能検討支援、CMSパッケージ調査支援)」の受託者として随意契約することを念頭としている。ただし、再構築事前準備業務の実施可否については、今年度に策定する「改善基本計画」にて示す改善方針や予算配当の結果等を勘案して決定する。
- (11) 本業務に携わった事業者は、平成29年度以降に予定している「世田谷区ホームページ再構築業務」の受託者となることができないものとする。
- (12) 詳細は説明書による。
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6.(1)と同じ